

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【公開番号】特開2004-219126(P2004-219126A)

【公開日】平成16年8月5日(2004.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2004-030

【出願番号】特願2003-3951(P2003-3951)

【国際特許分類第7版】

G 0 1 R 15/09

G 0 1 R 31/26

【F I】

G 0 1 R 15/08 A

G 0 1 R 31/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月9日(2005.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電流測定器と電流制限すなわちコンプライアンス機能を備えた電圧源とにより電流検出用の抵抗を共用し、該抵抗を介して該電圧源からの出力される電流の値を前記電流測定器により測定し、測定された電流の値に基づいて前記電流測定器の電流レンジと該コンプライアンスとを自動的に変更する方法であって、

前記電流レンジと真コンプライアンスとをユーザの指定した値に設定するステップと、前記電圧源から出力される電流に対するコンプライアンスを所定の値に設定するステップと、

前記電圧源から出力された電流の値を前記電流測定器により測定するステップと、測定された該電流の値と前記電流レンジとを比較して、前記電流レンジが最適であるか判断するステップと、

前記電流レンジが最適でないと判断した場合には、前記電流レンジを変更し、それに応じて前記コンプライアンスを前記ユーザの指定した値以下で、該変更された電流レンジにおける上限値に変更し、前記電圧源から出力された電流の値を再び測定するステップと、

前記電流レンジが最適であると判断した場合には、測定された前記電流の値の結果を前記電流測定器が出力した後に、前記電流レンジをアップし、それに応じて前記コンプライアンスも変更するステップと

を含んでなる方法。

【請求項2】

前記電流レンジが最適であると判断した場合には、前記ユーザの指定した値か、または該アップされた電流レンジにおける上限値のいずれか低い方に前記コンプライアンスを変更することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記電流レンジが最適でないと判断した場合には、前記の再び測定するステップに続いて、前記電流レンジをアップし、それに応じて前記コンプライアンスも変更するステップを含む請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記電圧源の最小の出力電流値に対して、前記電流レンジの下限が予め設定されている請求項 1 から 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 5】

前記電流レンジが最適であるか判断するステップが、

前記電圧源から出力された電流の測定値と前記電流レンジとの比率を計算するステップと、

前記比率と所定の比率とを比較して、前記電流レンジの変更の必要性の有無を判断するステップと

を含む請求項 1 から 4 のいずれかに記載の方法。

【請求項 6】

前記比率と所定の比率とを比較して、前記電流レンジの変更の必要性の有無を判断するステップが、前記電圧源から出力された電流の測定値と、現在の電流レンジよりも小さい電流レンジとの比率を計算して、所定の比率と比較することを含む請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記電流レンジの変更の必要性の有無を判断するステップは、維持または変更された前記電流レンジの上限値を真コンプライアンスとして設定することを含む請求項 6 に記載の方法。